

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯・ひとり親世帯以外分) について

健康福祉課子育て支援室 ☎ (25) 1184

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費などの物価高騰などに直面する低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活支援を行う観点から、特別給付金を支給しています。

※本給付金は広報とば7月号にてお知らせしたものと同じものです。すでに受給されているかたについては支給対象外となります。

支給対象者

Iひとり親世帯分

①令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けているかた
(令和4年6月末に支給済)

②公的年金などを受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていないかた(児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回るかたに限る)

(申請が必要)

③令和4年4月分児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変

し、収入が児童扶養手当を受給しているかたと同水準となっているかた(申請が必要)

IIひとり親世帯以外分

①令和4年分の児童手当または特別児童扶養手当の支給を受けているかたで、令和4年度分の住民税均等割が非課税であるかた(令和4年7月末に支給済です)

②①のほか、対象児童(令和4年3月31日時点で18歳未満の子(障がい児については20歳未満)※)の養育者であって、次のいずれかに該当するかた
※令和4年4月以降令和5年2月末までに生まれる新生児も対象とする。

●令和4年度住民税均等割が非課税であるかた

●新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和4年度分の住民税均等割が非課税であるかたと同様の事情があると認められるかた(申請が必要)

支給額

●児童一人当たり一律5万円
●令和4年度の本給付金は、支給対象者に1回に限り支給されます。

申請時期

令和5年2月28日(火)まで
申請受付後、随時支払いを行います。

問い合わせ

健康福祉課子育て支援室
「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」窓口
☎ (25) 1184



本給付金
(ひとり親世帯以外分)の
ホームページ



本給付金
(ひとり親世帯分)の
ホームページ

とばっ子 ハッピーセミナー

子育て支援センター ☎ (25) 7225

バイバイおむつ講座

「おむつはずしにチャレンジしてみたいな」とお考えのかた、「いつ頃から始めたらいいの?」「トイレにさそっても嫌がる」などでお悩みのかたは、ぜひ参加してください。

【とき】 1月24日(火) 午前10時~11時

【ところ】 子育て支援センター

【講師】 鳥羽市保育所長

【対象】 子育て中のご家族のかた

【募集組数】 5組(先着順)

(託児を希望されるかたは、応募の際に申し込んでください)

【申込期限】 1月20日(金)



申し込み
フォーム

親子で楽しむ木工あそび

親子で木の素材に触れたり、製作して遊みましょう。

【とき】 1月15日(日) 午前10時~11時

【ところ】 あおぞら保育所 遊戯室

【講師】 赤尾 勉 氏

【対象】 幼児から小学校低学年とその保護者

【募集人員】 7人程度(先着順)

【申込期限】 1月10日(火)



申し込み
フォーム

